

# 12月4日から10日は人権週間です！

## 足利市の「人権擁護委員」 足利人権擁護委員協議会足利部会

足利市内には、現在13名の  
人権擁護委員がいます。  
地域の皆さんの人権が侵  
害されることがないように  
常に見守っています。また  
より多くの方に人権につい  
て関心を持ってもらえるよ  
うに市や法務局と連携して  
様々な啓発活動を行って  
います。



足利市ふれあいのつどい  
リーフレットや啓発物品の  
配布と、人権キャラクターの  
着ぐるみでPR活動

足利市「いのち・愛・人権」展  
リーフレットや啓発物品を  
配布



小学生人権書道コンテスト  
委員全員で作品を審査



人権啓発ポスターコンテスト  
ポスター審査会の委員とし  
て作品を審査



### その他の啓発活動等

- ・人権相談
- ・小学校での人権の花運動
- ・公民館での人権講話
- ・学校での人権教室
- ・地区団体での人権講話
- ・ひととひとのフォーラム
- ・足利の開催 など



### 身近な相談パートナー 人権擁護委員

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間ボランティアの方たちで、人権相談や各種啓発活動、人権侵害被害者の救済のお手伝いなどを行っています。ひとりで悩まず人権擁護委員までご相談ください。

### 人権課題をめぐる 最近の法律を紹介

【障害者差別解消法】(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律) H28.4.1施行

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや理由とする差別の解消を推進する法律で、障がいや理由とした不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を規定しています。

◎内閣府ホームページ：障害を理由とする差別の解消の推進  
(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>)

【ヘイトスピーチ解消法】(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律) H28.6.3施行

日本に居住している外国出身者やその子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することを扇動するようない言動の解消に取り組むことを定めた法律です。

◎法務省ホームページ：ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動  
([http://www.moj.go.jp/jinken/jinken04\\_00108.html](http://www.moj.go.jp/jinken/jinken04_00108.html))

【再犯防止推進法】(再犯の防止等の推進に関する法律) H28.12.14施行

仕事や住居、身寄りがないため孤立しがちな刑を終えて出所した人が、国民の理解と協力を得て社会復帰することを支援し、再犯の抑制をめざす法律です。

◎法務省ホームページ：再犯の防止等の推進に関する法律の施行について  
([http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04\\_00049.html](http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00049.html))